

問 12 施工体制台帳とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上になる場合は、**施工体制台帳**を作成することが義務づけられています。

施工体制台帳は、工事を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、工期、各業者の技術者氏名等を記載した台帳をいいます。（建設業法 第24条の7参照）

施工体制台帳を作成しなければならない工事

元請:特定建設業者が、
4,000万円（建築一式工事:6,000万円）以上
を下請に出すときに作成

施工体制台帳の作成 < 必要 >

元請業者

一次下請

工事の請負契約
2,500万円

一次下請

工事の請負契約
1,000万円

一次下請

工事の請負契約
800万円

警備業者

警備の請負契約
100万円

運搬業者

運搬の請負契約
100万円

下請契約総額（**4,300万円** ≥ 4,000万円）

施工体制台帳の作成 < 不要 >

元請業者

一次下請

工事の請負契約
2,000万円

一次下請

工事の請負契約
1,500万円

測量業者

測定の委託契約
500万円

資材業者

運搬の請負契約
100万円

下請代金の総額（**3,500万円** < 4,000万円）

※下請契約は「建設工事の請負契約」です。建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、入札契約適正化法の規定により、下請契約の額にかかわらず台帳の作成が必要です。

施工体制台帳の作成目的

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入や建設業法違反（一括下請負等）
- ③安易な重層下請（生産効率低下に繋がる）

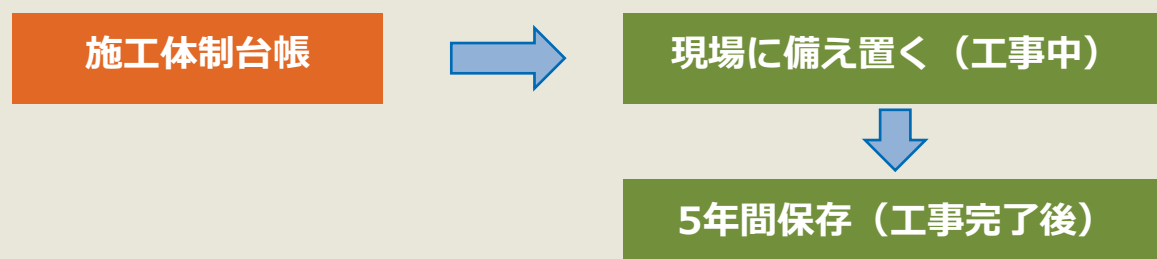
を防止しようというものです。

施工体制台帳の備置・保存・提出・閲覧

施工体制台帳は、公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。

なお、公共工事については、入札契約適正化法の規定により、その写しを発注者に提出しなければなりません。

●備付・保存



●提出・閲覧

